



山形県公報

平成16年3月26日(金)
第1528号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                      |                      |     |
|--------------------------------------|----------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                  | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 362 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                  | (同) ...              | 同   |
| 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (農政企画課) ...          | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                  | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 363 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                  | (同) ...              | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                   | (同) ...              | 同   |
| 民有保安林の指定.....                        | (森林課) ...            | 同   |
| 同.....                               | (同) ...              | 364 |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....          | (同) ...              | 365 |
| 都市計画事業の変更の認可の告示.....                 | (都市計画課) ...          | 同   |
| 同.....                               | (同) ...              | 366 |
| 同.....                               | (同) ...              | 同   |
| 同.....                               | (同) ...              | 367 |
| 同.....                               | (同) ...              | 同   |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....        | (同) ...              | 同   |
| 同.....                               | (同) ...              | 368 |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....           | (同) ...              | 同   |
| 河川区域の変更による廃川敷地等.....                 | (河川砂防課) ...          | 同   |
| 同.....                               | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                        | (村山総合支庁建設総務課) ...    | 369 |
| 同.....                               | (同) ...              | 同   |
| 一般国道の供用の開始.....                      | (同) ...              | 同   |
| 県道の供用の開始.....                        | (同) ...              | 370 |
| 同.....                               | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                        | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同   |
| 同.....                               | (同) ...              | 同   |
| 一般国道の供用の開始.....                      | (同) ...              | 371 |
| 県道の供用の開始.....                        | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                        | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 同   |
| 同.....                               | (同) ...              | 372 |
| 県道の供用の開始.....                        | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                        | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 同   |
| 県道の供用の開始.....                        | (同) ...              | 373 |

### 公 告

|                            |                      |     |
|----------------------------|----------------------|-----|
| 県営住宅入居者の一般公募.....          | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 374 |
| 同.....                     | (庄内総合支庁建築課) ...      | 376 |
| 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表..... | (監査委員) ...           | 379 |

### 正 誤

## 告 示

## 山形県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                        | 事業所の名称及び所在地                                   | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社キュアドリーム<br>長井市中道二丁目2番34号<br>大栄ビル3F南西号室 | 訪問看護ステーション風ぐるま<br>長井市中道二丁目2番34号大栄ビル3F<br>南西号室 | 訪 問 看 護   | 平成16. 3. 3 |
| 有限会社菜の花苑<br>東置賜郡高島町大字小其塚<br>1233番地の5       | 宅老所たかはた菜の花苑<br>東置賜郡高島町大字小其塚1233番地の5           | 通 所 介 護   | 同 3. 8     |

## 山形県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                         | 指定年月日       |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人米沢清友会<br>米沢市通町二丁目5番62号 | 居宅介護支援センターぴゅあふる<br>米沢市大字三沢26106番地14 | 平成16. 3. 10 |

## 山形県告示第351号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下「算定利率」という。）以下の利率（算定利率が年0パーセント以下になる場合には無利子）」を「当該利率が年1.0パーセント以下となる場合には年1.0パーセント」に、「以下の利率とする。」を「とする。）以下の利率」に改める。

第5条中「の融資平均残高（）」を「につき、当該漁業後継者育成資金の原資の種類に応じて次の表に定める割合ごとに算出した融資平均残高（）」に、「その期間中の日数」を「365」に、「年利率1.0パーセントの」を「それぞれ当該」に、「以内」を「の合計額以内」に改め、同条に次の表を加える。

| 原 資 の 種 類                                             | 割 合       |
|-------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程第2条の表第1号、第3号から第6号まで及び第8号に掲げる資金 | 年0.6パーセント |
| (2) 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程第2条の表第2号に掲げる資金                 | 年0.6パーセント |

## 附 則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給金の額については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第352号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所            |
|----------|-------|---------------|
| 監事       | 川村 条雄 | 酒田市大字浜中甲276番地 |

## 山形県告示第353号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所            |
|----------|------|---------------|
| 監事       | 高橋 進 | 酒田市大字浜中乙108番地 |

## 山形県告示第354号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡藤島町大字藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成16年3月17日

## 山形県告示第355号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 指定に係る保安林の所在場所  
最上郡金山町大字有屋字下田表243 - 3・243 - 37(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 243 - 10、243 - 12、字有屋沢278・279・279 - 1・279 - 3・281・290 - 4(以上6筆について次の図に示す部分に限る。) 284、287、289、290 - 5、字長野沢1738 - 1から1738 - 3まで・1739・1741・1750・1752・1756・1757・1759から1762まで・1767から1771まで・1774 - 2・1775 - 1・1775 - 2・1776 - 2・1777 - 3・1789から1792まで・1793 - 1・1794 - 1・1799 - 1・1811 - 1・1811 - 5・1812 - 1・1819・1822から1824まで・1839 - 2・1842 - 1・1843から1846まで・1849・1850・1852・1854・1859・2263・2266から2269まで(以上53筆について次の図に示す部分に限る。) 1244 - 1、1738 - 4、1740、1742から1749まで、1753から1755まで、1758 - 1、1758 - 2、1763から1766まで、1774 - 1、1776 - 1、1777 - 1、1778から1781まで、1782 - 1、1783 - 1、1784 - 1、1785から1788まで、1795 - 1、1796 - 1、1798、1820、1821、1825から1837まで、1841、1842 - 2、1848、1851、1860から1864まで、1870、1871、2264
- (2) 指定の目的  
干害の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定に係る保安林の所在場所

最上郡金山町大字有屋字下田表243 - 3・243 - 37(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 243 - 10、243 - 12、字有屋沢278・279・279 - 1・279 - 3・281・290 - 4(以上6筆について次の図に示す部分に限る。) 284、287、289、290 - 5、字長野沢1738 - 1から1738 - 3まで・1739・1741・1750・1752・1756・1757・1759から1762まで・1767から1771まで・1774 - 2・1775 - 1・1775 - 2・1776 - 2・1777 - 3・1789から1792まで・1793 - 1・1794 - 1・1799 - 1・1811 - 1・1811 - 5・1812 - 1・1819・1822から1824まで・1839 - 2・1842 - 1・1843から1846まで・1849・1850・1852・1854・1859・2263・2266から2269まで(以上53筆について次の図に示す部分に限る。) 1244 - 1、1738 - 4、1740、1742から1749まで、1753から1755まで、1758 - 1、1758 - 2、1763から1766まで、1774 - 1、1776 - 1、1777 - 1、1778から1781まで、1782 - 1、1783 - 1、1784 - 1、1785から1788まで、1795 - 1、1796 - 1、1798、1820、1821、1825から1837まで、1841、1842 - 2、1848、1851、1860から1864まで、1870、1871、2264

## (2) 指定の目的

公衆の保健

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第356号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 (1) 指定に係る保安林の所在場所

山形市大字門伝字礪石山3158 - 1、3158 - 3

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度荒日に植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定に係る保安林の所在場所

最上郡舟形町舟形字堺峯2695から2687まで、2978、字堺の峯3440 - 1、字堺の峰3440 - 2

- (2) 指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定に係る保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字二井宿字小湯7431 - 1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び書類を農林水産部森林課並びに山形市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第357号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字小白川字古室3303 - 9 - 2、3303 - 12
- 2 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
- ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第358号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・1号上山山形西天童線、3・5・12号大野目鯨洗線及び3・5・24号銅町江俣線
  - 2 施行者の名称  
山形県
  - 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
  - 4 事業地の所在
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 告示年月日及び番号  
平成16年3月16日 東北地方整備局告示第25号
- 

## 山形県告示第359号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・4・25号東原村木沢線
  - 2 施行者の名称  
山形県
  - 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
  - 4 事業地の所在
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 告示年月日及び番号  
平成16年3月16日 東北地方整備局告示第26号
- 

## 山形県告示第360号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 新庄都市計画道路事業
    - (2) 名称 3・4・6号大福田上西山線及び3・4・14号沼田北町線
  - 2 施行者の名称  
山形県
  - 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
  - 4 事業地の所在
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 告示年月日及び番号  
平成16年3月16日 東北地方整備局告示第27号
-

## 山形県告示第361号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 米沢都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・7号米沢駅元籠町線及び3・4・10号通町花沢線

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

平成16年3月16日 東北地方整備局告示第28号

## 山形県告示第362号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 高畠都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・2号中央通り線、3・5・1号高畠川西線及び3・5・2号横町安久津線

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

平成16年3月16日 東北地方整備局告示第29号

## 山形県告示第363号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 東根都市計画道路
- (2) 名称 3・4・4号神町若木線、3・4・5号一本木神町線、3・5・1号豆田平林線、3・5・3号平林原方線、3・5・4号四ツヤ小林線及び7・5・1号一本木中通り線

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課



## 山形県告示第364号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
東根都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第365号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 東根都市計画土地区画整理事業
  - (2) 名称 東根市神町北部土地区画整理事業
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第366号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系田沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成16年3月19日
- 3 廃川敷地等の位置  
最上郡戸沢村大字松坂字中田沢17番48地先から(上流端)  
最上郡戸沢村大字松坂字中田沢17番46地先まで(下流端)
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地824.47㎡

## 山形県告示第367号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 河川の名称  
二級河川新井田川水系豊川及び幸福川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成16年3月17日
- 3 廃川敷地等の位置  
豊川左岸(上流) 酒田市大字酒井新田字カツキ田2-1地先から  
(下流) 酒田市大字酒井新田字カツキ田10-1地先まで  
幸福川右岸 酒田市大字酒井新田字二番割6-1地先及び



## 酒田市大字酒井新田字北割8 - 1地先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地1,078.32㎡

## 山形県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|-----------------------------------------|---|------|----------------------|-------------|
| 天童市大字大町字狐原1130番2から<br>東根市大字荷口字赤沼837番2まで |   | 旧    | 13.0メートル<br>と<br>5.1 | メートル<br>161 |
| 同                                       | 上 | 新    | 13.0メートル<br>と<br>5.3 | 同上          |

## 山形県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 狸森上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 上山市鶴脛町二丁目717番3から<br>同 378番5まで |   | 旧    | 23.4メートル<br>と<br>4.0  | メートル<br>84 |
| 同                             | 上 | 新    | 23.4メートル<br>と<br>11.0 | 同上         |

## 山形県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 山形市大字谷柏元上谷柏字袖山660番57から  
同 660番44まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月26日

山形県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 狸森上山線
- 2 供用開始の区間 上山市鶴脛町二丁目717番3から  
同 378番5まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月26日

山形県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 天童市大字大町字狐原1130番2から  
東根市大字荷口字赤沼837番2まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月26日

山形県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|---------------------------------|------|------------------|------------|
| 西村山郡河北町谷地字嶋182番1から<br>同 183番1まで | 旧    | 43.4メートル<br>40.0 | メートル<br>10 |
| 同 上                             | 新    | 46.0メートル<br>40.0 | 同 上        |

山形県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長                   |
|-------------------------------------|---|------|------------------------|-----------------------|
| 西村山郡河北町谷地字嶋251番 1 から<br>同 216番 2 まで |   | 旧    | 12.6 メートル<br>と<br>9.3  | 1,134 <sup>メートル</sup> |
| 同                                   | 上 | 新    | 26.3 メートル<br>と<br>11.2 | 同 上                   |

山形県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字嶋182番 1 から  
同 183番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月26日

山形県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字嶋251番 1 から  
同 216番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月26日

山形県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 荻袋正蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長                 |
|--------------------------------------------|---|------|------------------------|---------------------|
| 尾花沢市大字荻袋字家裏981番 1 から<br>同 大字牛房野字上ノ田2754番まで |   | 旧    | 11.2 メートル<br>と<br>4.1  | 338 <sup>メートル</sup> |
| 同                                          | 上 | 新    | 11.2 メートル<br>と<br>4.1  | 同 上                 |
| 同                                          | 上 |      | 38.0 メートル<br>と<br>20.0 | 331 <sup>メートル</sup> |

山形県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------------------------|------|------------------|-------------|
| 村山市大字楯岡字渋田7074番12から<br>同 5428番1まで | 旧    | 17.6メートル<br>16.6 | メートル<br>194 |
| 同 上                               | 新    | 19.6メートル<br>17.8 | 同 上         |

山形県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 尾花沢関山線
- 2 供用開始の区間 村山市大字楯岡字渋田7074番12から  
同 5428番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月26日

山形県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 玉庭時田糠野目線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 米沢市窪田町東江股字砂田226番1から<br>同 245番1まで | 旧    | 9.6メートル<br>8.4  | メートル<br>120 |
| 同 上                              | 新    | 27.0メートル<br>8.8 | 同 上         |

- 2 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 万世窪田線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------|---------|------|-----------------------|-------------|
| 米沢市大字川井字上谷地957番3から<br>同 | 436番7まで | 旧    | 40.6メートル<br>と<br>15.8 | メートル<br>648 |
| 同                       | 上       | 新    | 40.6メートル<br>と<br>19.7 | 同 上         |

- 3 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 糠野目亀岡線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------|---------|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字入生田字川北1486番1から<br>同 | 978番3まで | 旧    | 15.0メートル<br>と<br>8.4  | メートル<br>827 |
| 同                            | 上       | 新    | 20.0メートル<br>と<br>10.0 | 同 上         |

- 4 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 米沢高畠線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|----------------------------|------------------|------|-----------------------|---------------|
| 東置賜郡高畠町大字佐沢字長面998番3から<br>同 | 大字馬頭字海道下1162番1まで | 旧    | 31.4メートル<br>と<br>6.6  | メートル<br>1,089 |
| 同                          | 上                | 新    | 31.2メートル<br>と<br>12.7 | 同 上           |

## 山形県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 路線名 玉庭時田糠野目線  
 (2) 供用開始の区間 米沢市窪田町東江股字砂田226番1から  
 同 245番1まで  
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月26日
- 2 (1) 路線名 万世窪田線  
 (2) 供用開始の区間 米沢市大字川井字上谷地957番3から  
 同 436番7まで  
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月26日
- 3 (1) 路線名 糠野目亀岡線  
 (2) 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字入生田字川北1486番1から  
 同 3025番まで  
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月26日
- 4 (1) 路線名 米沢高畠線  
 (2) 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字佐沢字道祖神654番から  
 同 大字馬頭字海道下1162番1まで  
 (3) 供用開始の期日 平成16年3月26日

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年 3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地               | 規格   |             | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金      | 摘要           |                            |
|------------|-------------------|------|-------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|--------------|----------------------------|
|            |                   | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |         |              | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営小国アパート1号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9 | 3DK  | 58.0平方メートル  | 2    | 一般用 | 12,500円         | 15,200円                    | 18,000円                    | 20,700円                    | 24,000円                    | 27,500円 | 3月分の家賃に相当する額 |                            |



(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年4月1日から4月9日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター置賜西事務所

## 5 入居の時期 平成16年5月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年3月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 規格   |             | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要      |                            |                            |
|--------------|----------------|------|-------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|----------------------------|----------------------------|
|              |                | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 |         | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営東部アパート1号   | 鶴岡市朝陽町6-25     | 3DK  | 55.7平方メートル  | 1    | 一般用 | 13,800円         | 16,800円                    | 19,800円                    | 22,900円                    | 26,500円 | 30,400円                    | 3月分の家賃に相当する額               |
| 同 茅原アパート3号A  | 同 大字茅原字草見鶴16-1 | 同    | 61.0        | 1    | 同   | 16,500          | 20,100                     | 23,700                     | 27,400                     | 31,700  | 36,400                     |                            |
| 同 川南アパート2号   | 同 酒田市若宮町二丁目1-2 | 同    | 51.2        | 1    | 同   | 12,000          | 14,600                     | 17,300                     | 19,900                     | 23,000  | 26,500                     |                            |
| 同 川南アパート4号   | 同 若宮町二丁目1-4    | 同    | 54.6        | 1    | 同   | 13,100          | 15,800                     | 18,700                     | 21,600                     | 25,000  | 28,700                     |                            |
| 同 ことがねアパート1号 | 同 ことがね町一丁目21-1 | 同    | 63.5        | 1    | 同   | 16,800          | 20,400                     | 24,100                     | 27,900                     | 32,200  | 36,900                     |                            |
| 同 東泉アパート2号A  | 同 東泉町四丁目15-22  | 同    | 62.6        | 1    | 同   | 17,900          | 21,700                     | 25,600                     | 29,600                     | 34,200  | 39,200                     |                            |
| 同 東泉アパート3号A  | 同              | 同    | 62.6        | 1    | 同   | 18,100          | 22,000                     | 26,000                     | 30,000                     | 34,700  | 39,800                     |                            |
| 同 新橋アパートB    | 同 新橋五丁目5-1     | 同    | 68.2        | 1    | 同   | 24,100          | 29,200                     | 34,600                     | 39,900                     | 46,100  | 52,900                     |                            |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年4月5日から同月9日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター庄内事務所

## 5 入居の時期 平成16年6月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、山形県知事から平成14年5月22日、平成15年4月24日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成16年3月26日

山形県監査委員 鈴木 正 法  
 山形県監査委員 広谷 五郎左工門  
 山形県監査委員 櫻井 薫  
 山形県監査委員 濱田 宗 一

| 外部監査<br>実施機関名                   | 監査結果                                                                                                                                                                                                                                                         | 措置の内容                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産部農政企画課(平成13年度<br>当時:農水産経済課) | <p>【貸付金(農業改良資金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律的手段を検討すべき案件について<br/>本人が償還を拒否したまま最終弁済期から14年を経過した貸付金及び違約金について、本人が償還の意思がないのであれば、強制執行等の法律的手段を検討すべきではないかと思料される。</li> </ul>                                                                         | <p>本人との面談を行ってきた結果、平成14年度に元金の一部償還があったところであり、今後も引き続き徴収に努めていく。</p>                                                                                                                                                                                     |
|                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人の状況把握と保証人からの徴収を検討すべき案件について<br/>行方不明になっている借受者からの違約金の徴収について、早急に保証人の状況把握を行い、保証人からの徴収を検討すべきである。</li> </ul>                                                                                                            | <p>借受者の親族との面談等を行ってきた結果、当該違約金については、平成15年10月に親族より全額が納入された。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 財団法人山形県林業公社                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状態の問題について<br/>分収林事業の採算性は大幅に低下しており、今後の木材価格にもよるが、このまま推移すれば、将来多額の損失が発生する。従って、将来発生する損失を最小限に抑えるように、実情にあった事業計画を早急に作成すべきである。<br/>また、公社が所有する分収林の齢級が偏っていることから、将来、伐採が集中的に行われる可能性があり、木材価格の一層の下落や皆伐跡地の問題が生じるおそれがある。</li> </ul> | <p>財団法人山形県林業公社経営検討会を設置し、平成15年3月に経営改善計画を策定した。<br/>(経営改善計画の概要)<br/>経営の根幹となる森林施業について長伐期施業を導入し、木材生産から森林の多面的機能の発揮を重視した経営に転換し、事業や組織の見直しを図るなど公社の徹底した自助努力を行うとともに、平成15年度から県長期貸付金の利息の軽減(3.5%を1.0%に軽減。既往借入金の金利についても平成15年4月1日から1.0%)等の支援策を導入し、経営の抜本的な改善を図る。</p> |
| 企業局                             | <p>共通-(2)固定資産<br/>固定資産除却損<br/>固定資産除却損は営業費用として処理すること。</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>平成14年度より営業費用として処理した。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
|                                 | <p>共通-(3)出資金<br/>出資金を企業局にもどすか、一般会計への繰出金として訂正処理を行うこと。</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>一般会計の財産調書において企業局出資額を注意書きすることとした。</p>                                                                                                                                                                                                             |

|                                                                                  |                           |
|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 共通 - (4)借上公舎の敷金<br>敷金は、資産に計上すること。                                                | 平成15年度より資産に計上した。          |
| 共通 - (5)企業債及び他会計借入金<br>未払利息の計上について<br>支払利息については発生主義によること。但し、重要性がない場合は現金主義も容認される。 | 平成16年度予算から実施することとした。      |
| 他会計借入金の利率<br>他会計貸付金については、適宜、利率の変更等を行うこと。                                         | 平成15年1月に償還時期を設定した。        |
| 共通 - (7)契 約<br>委託契約における随意契約<br>2件の委託は、随意契約によっているが指名競争入札にすべきであった。                 | 今後、適正に執行するため、十分な点検と確認を行う。 |
| 共通 - (8)厚生福利費の事業区分<br>広域サークルに対する厚生福利費は、事業毎に職員数等で按分すること。                          | 平成15年度から、職員数比で按分した。       |
| 電気 - (2)総勘定元帳の総括と明細の相違<br>会計システムにエラーがあることから修正をすること。                              | 平成14年度中に修正した。             |
| 電気 - (3)旅行命令伺(票)の記入漏れ<br>記入漏れ等が発生しないように、確認体制を作ること。                               | 平成15年5月1日より様式を改正し体制を整備した。 |
| 電気 - (5)共有設備の管理<br>廃棄資産の除却処理を行うこと。(4件)                                           | 平成14年度中に除却した。             |
| 電気 - (6)北部の要除却資産<br>廃棄資産等の除却処理を行うこと。                                             | 平成14年度中に除却した。             |
| 電気 - (8)固定資産取得報告書の提出時期<br>固定資産取得の都度、固定資産取得等報告書を提出すること。                           | 平成15年度に改善文書を各課所に通知した。     |
| 電気 - (9)行政資産用途廃止申請書の提出時期<br>事前に行政資産用途廃止申請を徹底させること。                               | 平成15年度に改善文書を各課所に通知した。     |

|                  |                                                                       |                                                |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
|                  | 電気 - (10)固定資産の計上及び償却計算の開始時期<br>計上及び開始時期の基準を設定すること。                    | 平成15年度に基準を設定した。                                |
|                  | 電気 - (13)同一会計内での借入<br>電気事業内部の取引により生じた利息は、決算調整事項として消去すること。             | 平成14年度決算から消去した。                                |
|                  | 工水 - (1)維持管理費の精算<br>水窪ダムに係る精算通知を求め、精算を実施すること。                         | 平成14年度から実施した。                                  |
|                  | 工水 - (2)酒工水の制御室建物の耐用年数<br>金属造の31年を適用すること。                             | 平成14年度に修正した。                                   |
|                  | 工水 - (7)建設中利息の処理<br>供用開始後の利息については、営業外費用に計上すること。                       | 平成15年度に修正した。                                   |
|                  | 工水 - (9)預り金残高の相違<br>「預り金整理簿」と総勘定元帳の残高を照合し、差があれば調整すること。                | 平成14年度に修正した。                                   |
|                  | 資産本来 - (4)酒田職員住宅の耐用年数<br>規則別表によるか、これに基づかない場合は合理的な理由を明らかにすること。<br>(3件) | 平成15年度に物置について修正したが、他の2件については構築物と判断した。          |
|                  | 資産本来 - (6)開発費の償却<br>開発費の一部に償却漏れがあるので、正確な決算を行うこと。                      | 平成14年度に修正した。                                   |
|                  | 資産本来 - (7)消費税等の処理<br>財務会計システムの支出は仕入控除すべきであった。                         | 平成14年度分は仕入控除した。なお、平成13年度以前の支出については平成15年度に修正した。 |
| 株式会社山形県民ゴルフ場管理会社 | 管理公社 - (1)回数券<br>回数券売上の処理<br>企業局の売上は管理公社の回数券収入額を計上すること。               | 平成15年度から回数券収入額を計上している。                         |
|                  | 管理公社 - (6)固定資産の会計処理<br>固定資産の減価償却が行われてない。平成14年度の決算で修正すること。             | 平成14年度に過年度修正して処理した。                            |



|                     |                                                                                                  |                                   |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
|                     | <p>管理公社 - (7)現金の出納及び記帳行為の内部牽制<br/>内部牽制組織の有効な活用を図る必要がある。</p>                                      | 平成15年度より、現金取扱者と出納責任者の二重管理を実施している。 |
|                     | <p>管理公社 - (8)棚卸資産の受払管理<br/>棚卸資産の受払記録を行い、実地棚卸と比較できるようにすること。</p>                                   | 平成14年10月から実施した。                   |
|                     | <p>管理公社 - (9)前受金<br/>友の会の年会費収入が簿外処理されていたが、帳簿処理を行うこと。</p>                                         | 平成15年度分会費収入より帳簿処理した。              |
| 企 業 局               | <p>水道 - (4)ダム使用権の償却開始時期<br/>ダム使用権の償却は、給水開始時から行われるべきであった。</p>                                     | 平成14年度に修正した。                      |
|                     | <p>水道 - (7)貯蔵品の総勘定元帳とたな卸明細表との差異<br/>総勘定元帳とたな卸明細表との差異を決算上、修正すべきである。</p>                           | 平成14年度に修正した。                      |
|                     | <p>水道 - (8)貯蔵品の期末残高と翌期首残高の差異<br/>貯蔵品の受払管理をより徹底させること。残高は、実在庫数量に基づくこと。</p>                         | 平成14年度に修正した。                      |
|                     | <p>水道 - (9)将来利用見込みのない貯蔵品<br/>使用見込みのない置広水「送水量水所計装遠制装置」は、廃棄すること。</p>                               | 平成14年度に廃棄した。                      |
| 財団法人山形県公<br>営企業振興協会 | <p>振興協会 - (1)企業局との間の委託契約の精算<br/>精算の確認<br/>委託費確定の前に振興協会の決算確認をするか、事後でも、振興協会決算と委託報告資料との確認をすること。</p> | 平成14年度分から委託費の確定後に協会決算との確認を行っている。  |
|                     | <p>振興協会 - (4)固定資産の処理<br/>固定資産計上漏れ<br/>管理職用の椅子が準備品に計上されているが、固定資産に計上し減価償却を行うべきである。</p>             | 平成14年度に修正した。                      |
|                     | <p>使用中の固定資産の除却処理<br/>現在使用されているワープロが過去に除却されているが、固定資産に計上する必要がある。</p>                               | 平成15年2月に除却処分した。                   |



|                                                                                                            |                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p>コンピュータの耐用年数<br/>税法改正により耐用年数が変更されており、改正後の耐用年数で償却すること。</p>                                                | <p>平成14年度に修正した。</p>                                              |
| <p>振興協会 - (7)公益事業準備引当金<br/>会計理論上の引当金にも該当しないものであり、取り崩す必要がある。</p>                                            | <p>平成14年度に取り崩した。</p>                                             |
| <p>振興協会 - (9)未払金の過少計上<br/>消費税の計上不足があった。決算書作成時点において見積をより精緻化すること。</p>                                        | <p>平成13年度分は処理済み。<br/>平成14年度決算から適正な算定を行っている。</p>                  |
| <p>振興協会 - (10)決算整理事項<br/>決算整理事項の伝票起票及び総勘定元帳記入をする必要がある。</p>                                                 | <p>平成14年度から実施した。</p>                                             |
| <p>振興協会 - (11)法人税の申告<br/>・ 交際費の加算等の処理は内容を十分に検討して加算の必要性を判断すべきである。<br/>・ 法人税基本通達に基づく税務署長の確認はその要否を検討すること。</p> | <p>・ 平成14年度分から交際費としての処理は行わない。<br/>・ 平成15年度に山形税務署の指導を受けて申請した。</p> |

## 正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤    | 正    |
|------------|--------------|-----|----|------|------|
| 平成12. 3.31 | 号外(11)       | 6   | 20 | 第39号 | 第10号 |

平成16年3月26日印刷  
平成16年3月26日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056